東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務 プロポーザル基本方針

1 業務概要

(1) 件名

東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務

(2)業務の目的

東松山市の魅力を効果的に発信し、イメージを向上させることで地域の活性化を図るとともに、 東松山市ふるさと納税制度に係る各種業務について代行し、寄附申込に係る情報等を一元管理す ることによって東松山市(以下、「本市」という。)のふるさと納税制度に係る各種業務の円滑な遂 行及び寄附件数の増加に資することを目的とする。

(3)業務内容

- ① 本市の魅力向上及び広報・PRに関すること。(シティプロモーション)
- ② 寄附申込の受付に関すること。
- ③ 本市が契約するふるさと納税ポータルサイトの管理運営等に関すること。
- ④ 寄附申込に係る寄附者情報の管理に関すること。
- ⑤ 寄附申込に係る決済状況管理に関すること。
- ⑥ 返礼品の管理(受発注・集荷・配送等)に関すること。
- ⑦ 返礼品協賛者に対する返礼品代金(送料及び消費税を含む。)の支払い及び請求処理に関すること。
- ⑧ 返礼品協賛者との調整に関すること。
- ⑨ 返礼品の新規開拓等に関すること。
- ⑩ 寄附者及び返礼品協賛者等からの問合せに関すること。
- 部 寄附に対する礼状、受領証明書、ワンストップ特例申請書の送付に関すること。
- ② その他、①~⑪の業務の遂行に必要な業務に関すること。

(4)業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

ただし、令和8年第1回東松山市議会における本業務委託に係る予算が議決されない場合は、 契約は行わないものとする。なお、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は引継ぎ及びシ ステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

(5) 提案上限額

- 1年度 22,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
 - ※上記の金額は、年間の寄附受入額 4 億円、寄附受入件数 18,000 件を見込んだ場合の年間委託料 総額の限度額であり、寄附受入額、寄附受入件数の増減により限度額は変動する。

(6) 見積項目

- ① 業務内容(①~⑫)
 - ア 1回の寄附申込みにより決済された寄附金に一定の割合(%)を乗じた額
 - ※別に必要となる有料のオプションサービスがある場合には、別途金額や機能の必要性 等を記載すること。
 - ※見積額には別途消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - イ 業務内容⑪「寄附に対する礼状、受領証明書、ワンストップ特例申請書の送付に関すること」に係る費用について、アに含まれない場合は、1 件あたりの費用(円)を明示すること。(見積額には、1 件あたりの費用(円)に寄附受入件数 18,000 件を乗じた額を加算すること。)
 - ※送料を含めた金額を記載すること。
 - ※受領証明書等の発行・発送に関して、別に必要となる有料のオプションサービスがある場合には、別途金額等を記載すること。
 - ※見積額には別途消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

② その他

業務の遂行にあたり、東松山市が契約する各ポータルサイトの運営会社等が提供する有料 オプション機能等を別途契約する必要がある場合には、見積額とは別に明示すること。

2 プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果

全国的にふるさと納税に係る寄附受入額及び寄附受入件数は年々増加傾向にあり、自治体間の競争はますます激しくなっていくことが予想される。

そうした中において、本市への寄附件数や寄附金額の増加につながる新たな返礼品の開発や既存返礼品の魅力向上、返礼品受発注業務等の計画的で円滑な実施等のためには、機動的な事業展開やシステム化された運営体制、訴求効果の高いPR戦略などが必要となる。

また、少子高齢化や都市部の人口流出を要因とした人口減少による経済力の低下が懸念されることから、移住・定住者増加に向けた市外在住者への情報発信の強化や、市民が愛着を持ち住み続けたいと思うまちづくりを進めるため、本市のイメージアップや地域の活性化を図る「シティプロモーション」の推進が必要である。

上記のふるさと納税制度及びシティプロモーションの取組を効果的に進めるためには、価格だけでは判断できない民間事業者が持つ独自のノウハウやアイデアの活用が求められることから、東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務(以下、「本業務」という。)では、優れた企画力・専門性・技術力など価格以外の要素を含めて総合的に判断し、本業務の遂行に最も適した契約候補者を選定することのできるプロポーザル方式を採用する。

3 実施形式

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たすものにより実施する公募型のプロポーザル方式とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市契約に係る 入札参加等の措置要綱(平成28年4月1日制定)に基づく入札参加停止の措置を受けていな い者であること。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者 (更生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。
- エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者 (再生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規 定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。
- カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ※ 本業務のプロポーザルは、東松山市競争入札参加資格を有するものが少なく、入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、入札参加資格の有無は問わない。
- ※ 東松山市物品等入札参加資格審査に準じた書類提出による審査を行う。

5 審査概要

(1)審查委員会

「東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務候補者選定委員会」を設置する。

(2)委員構成

選定委員長 政策財政部長

選定委員 政策財政部次長、政策推進課長、財政課長、広報広聴課長、

商工観光課長

(3)審査方法

① 参加資格を満たす者の中から、審査基準に基づき、提案内容等の提出書類の審査と、提案者のプレゼンテーションによる提案内容及びヒアリング等の内容を審査し、契約候補者を特定する。

なお、参加事業者が5者を超える場合は、一次審査(書面審査)と二次審査(プレゼンテーション)に分け、一次審査での合計点数の上位5者が二次審査に参加できるものとする。

② 審查項目·採点方法

別紙「評価基準」によるものとする。

③ 価格に関する詳細基準

別紙「評価基準」の項目⑩の価格に関する評価は、見積金額を委託限度額で除した按分率により、次の基準に基づき採点する。

(計算式)

見積金額÷委託限度額(22,000,000円)=按分率

(価格の詳細基準)

按分率	得点
0.64以下	10
0.64 を超え 0.68 以下	9
0.68 を超え 0.72 以下	8
0.72 を超え 0.76 以下	7
0.76 を超え 0.80 以下	6
0.80 を超え 0.84 以下	5
0.84 を超え 0.88 以下	4
0.88 を超え 0.92 以下	3
0.92 を超え 0.96 以下	2
0.96 を超え 1.00 以下	1
1.00 を超える	失格

6 日程

期日等	内容
令和7年10月8日(水)	実施要項等の掲示 (ホームページ)
令和7年10月17日(金)午後5時まで	質問書の提出期限 (電子メール)
令和7年10月24日(金)	質問書の回答 (ホームページ)
令和7年10月27日(月)午前9時から	参加申込の期限(書類の提出期限)
令和7年11月4日(火)午後5時まで	
令和7年11月17日(月)	一次審査の結果通知 ※該当の場合のみ
	プレゼンテーションに係る通知
令和7年11月27日(木)予定	プレゼンテーションの実施
令和7年12月下旬	契約候補者の決定及び結果通知
令和8年1月上旬	契約候補者との協議・契約